

被申立人の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成23年9月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする被申立人の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、被申立人への就職を機に社員寮に入寮したものの、1～2年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成23年3月分～平成30年3月分（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間）の日常生活阻害慰謝料合計852万円及び生活基盤変容による精神的損害250万円（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額）の賠償等が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1. 損害項目

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| （1）日常生活阻害慰謝料 | 8,520,000 円 |
| （2）生活基盤の変容による精神的損害（中間指針第五次追補） | 2,500,000 円 |
| （3）過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補） | 300,000 円 |
| （4）自主的避難等による損害（中間指針第五次追補） | 200,000 円 |
| （5）計 | 11,520,000 円 |

2. 期間

- | | |
|------------------|---------------------------|
| （1）第1項（1）の損害について | 自 平成23年3月11日 至 平成30年3月末日 |
| （2）第1項（3）の損害について | 自 平成23年3月11日 至 平成23年9月10日 |
| （3）第1項（4）の損害について | 自 平成23年4月23日 至 平成23年12月末日 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目についての和解金として、金11,520,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

1. 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
2. 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月16日

(仲介委員 戸嶋 洋一)